

ふくぎんWeb口座（通帳不発行口座）利用特約

1. 本特約の適用範囲

- (1) ふくぎんWeb口座（以下、「本口座」といいます）とは、個人（個人事業主を除きます）のお客さまのみにご利用いただける通帳を発行しない預金口座をいい、本特約は、本口座を利用するお客さまを対象とし、本口座の利用にあたり必要な事項を定めます。
- (2) 本口座は、預金等共通規定、福銀総合口座取引規定、普通預金規定、福銀キャッシュカード規定（個人のお客さま用）、ふくぎんネット利用規定のほか関係する各種規定（以下、総称して「各種規定」といいます）の適用を受けるほか、本特約の適用を受けます。

2. 本口座にかかる特約

- (1) 本口座は、本口座にかかる通帳を発行しません。
- (2) 本口座において普通預金（期間の定めなく、普通預金規定に基づいて預入および払戻しが可能な預金口座）取引を行う場合は、本口座にかかるキャッシュカードの発行が必要となります。
- (3) 窓口にて本口座にかかる普通預金の払戻しをするときは、当行所定の払戻請求書に必要事項を記入のうえ、届出印章を押印（または暗証番号を入力）し、本人キャッシュカードとともに提出してください。なお、預金者本人であることを確認できるものとして当行が定める書類（以下、「本人確認書類」といいます）の提出を依頼する場合があります。
- (4) 窓口にて本口座に入金する場合は、当行所定の入金申込書に必要事項を記入のうえ、キャッシュカードを提出してください。
- (5) 上記の場合及び本特約において他に特に定めがある場合のほか、普通預金規定により通帳の提出が必要な取引を行う場合は、当該規定に定める通帳に代えて、キャッシュカードを提出してください。

3. WEB口座開設サービスからの申込みによる本口座の利用

- (1) WEB口座開設サービス（以下、「本サービス」といいます）における申込みに基づきお客さまが本口座を開設した場合も、本特約が適用されます
- (2) 本サービスからの申込みに基づき開設された本口座は、当行が所定の開設手続を完了した時点で、当行とお客さまとの間に預金契約が成立するものとします。ただし、理由の如何を問わず、当行が送付したキャッシュカード等が当行に返送されてきた場合には、当行は、お客さまに通知することなく、本口座にかかる預金契約を解約できるものとします。
- (3) お客さまは、本口座開設後に別途当行所定の方法により、本口座の取引に用いる届出印章を届け出るものとします。また、印章を届け出る際には、本人確認書類を提出してください。なお、印章の届出が完了するまでは、各種口座振替申込その他当

行が届出印章の押印が必要と判断する取引はできません。

4. 有通帳口座から本口座への変更

当行所定の手続きに基づき、当該口座にかかる通帳を発行する口座（以下、「有通帳口座」といいます）から本口座に変更した場合、変更後の本口座については、本特約が適用されます。

有通帳口座から本口座に変更した場合の発行済み通帳は使用できなくなります。

5. 本口座から有通帳口座への変更

- (1) 本口座から有通帳口座に変更することはできません。やむを得ない事情により本口座から有通帳口座への変更を希望する場合は、窓口にてお申し出ください。当行が認めた場合に限り、有通帳口座へ変更する場合がありますが、別途当行所定の手数料をいただきます。
- (2) なお、前号の規定に基づき変更を希望する本口座のキャッシュカード、印章の喪失の届出がある場合は、別途お手続きが必要です。
- (3) 本口座から有通帳口座へ変更した場合、本特約は適用されません。

6. 解約

- (1) 本口座の解約は当行本支店の窓口にお申し出ください。当行所定の解約依頼書に必要事項を記入のうえ、届出印章を押印し、提出していただきます。なお、本口座における普通預金口座の解約を希望する場合、上記の解約依頼書に加えてキャッシュカードも提出してください。
- (2) キャッシュカードの利用を停止する場合は、当行本支店の窓口にて第5項の規定に基づき有通帳口座へ変更するか、もしくは本口座自体を解約するものとします。なお、有通帳口座へ変更する場合には、当行所定の手数料をいただきます。

7. 免責

預金等共通規定その他の規定に定めるほか、本口座については、あらかじめ登録された暗証番号の一致を確認し、かつ、キャッシュカードの提出を受けて取り扱いをした場合、当行は、キャッシュカードまたは暗証番号につき事故があっても、そのために生じた損害について責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造もしくは変造または盗難されたキャッシュカードである場合は、預金等共通規定その他の規定により処理します。

8. 特約の変更

本特約の各条項その他の条件は、法令の変更、金融情勢の状況の変化やその他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき、変更できるものとします。なお、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力の発生時期は、当行ウェブサイトへの掲載または店頭表示による公表その他相当の方法で周知します。

以上